

「家庭教育を实践する日」

家庭で取り組んでみませんか？



「岐阜県家庭教育支援条例」第18条に基づき毎月第三日曜日の「家庭の日」と、8の付く日の「早く家庭に帰る日」を合わせて、「家庭教育を实践する日」としています。

2月の「家庭の日」は、2月20日です！！



「家庭の日」シンボルマーク

八百津町立和知小学校の取組を紹介します

あいさつから広がる親子のコミュニケーション ～大切な人に言葉で伝えてみませんか～

家庭で取り組むおすすめポイント！

- ♪決まったあいさつをまずは続けて習慣化！
- ♪7つめは、各家庭のオリジナルを決める！
(おいしいね、ごめんね、すごい など)
- ♪お子さんの長期休業ごとに繰り返すことで定着！
- ♪お子さんの様子を保護者の方も評価することで話し合いが生まれる！

ぼかぼか言葉かけ運動 児童用

- ①おはよう、おやすみ
- ②いってらっしゃい、おかえり
- ③いただきます、ごちそうさまでした
- ④ありがとう
- ⑤今日は～なことあったよ
- ⑥はい(返事)
- ⑦各家庭オリジナル

「話そう！ 語ろう！ わが家の約束」実践カード

「家庭教育を实践する日」は 毎月第3日曜日と「8」のつく日です。

わが家の約束を決めよう。

わが家の約束宣言

月日	/	/	/	/	/	/	/	/	/
曜日									
約束を 守りま したか									

子どもから 保護者へのメッセージ

保護者から 子どもへのメッセージ

★ 学校で楽しかったことや がんばったことも 家庭に話しましょう。

この取組を継続すると…

保護者の声

- ・ありがとうやごめんねなど、優しい言葉がけが意識できたね。
- ・あいさつが身に付いて、自然にできているのを感じたよ。
- ・お手伝いの種類も増えて、たくさんありがとうが言えたよ。

子どもの声

- ・あいさつをすると明るい気持ちになったよ。
- ・今日のできごとを話せるようになったよ。
- ・これからもぼかぼか言葉をたくさん使っていきたいな。

「人道のまち、八百津町」に、この取組からも「思いやりの心」が広がっています。和知小学校では、この学校に残る青い目の人形の名前から取った、「パッテロースピリッツ」(みんな仲良く、仲間を笑顔にする言動のもとになる気持ち)が人形と共に大切に受け継がれています。

この取組について、こちらにも掲載しています

可茂県事務所のホームページ

可茂地区家庭教育応援通信「いいかも」第6号に載っています！

<https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/283284.pdf>



「家庭教育を实践する日」に関するご相談は

岐阜県庁 環境生活政策課 生涯学習係 (TEL058-272-8752)まで

「家庭教育を实践する日」の具体的な取組として、

「話そう！ 語ろう！ わが家の約束」運動を推進しています。

ご家庭ごとに「あるといいなあ」と思う約束を、家族で話し合いを通して作り、見守り、振り返ることを、実践してみませんか。

この機会に家庭の大切さや家族のあり方について、見つめ直してはいかがでしょうか。